

区役えて

第22回

市税の納付のこと

今回は、市税の納付のことで、皆さんから寄せられるお問い合わせとその答えをご紹介します。

納期限を過ぎた納税通知書は使えますか？

使えます。

納税通知書は、納期限を過ぎてもそのまま使用できます。延滞金がかかる場合は、後日、延滞金の納付書をお送りしますので、お近くの金融機関で納付してください。

納税したのに督促状が届いたのですが？

行き違いで督促状が発送される場合もあります。

金融機関で納税されてから区役所で納付の確認ができるまでに一ヶ月間程度の日数を要するため、行き違いで督促状が発送される場合がありますのでご了承ください。

区役所納税課にご相談ください。
事情があつて、納期限までに納税することができないのですが？

不意な病気や天災などにより、どうしても納期限までに納税できない場合もあるかと思われます。そのようなときは、お早めに区役所納税課にご相談ください。

市税を納めないと、どうなるのですか？

最終的には財産の差し押さえなどを行うことになります。

区役所では市税を滞納された方に対して催告書をお送りしたり、お宅を訪問するなどして、できるだけ早い時期に納税していただくようお願いしています。

それでも納税していただけない場合には、納期限までに納税された方との公平を保つため、その方の財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえ、差し押さえた財産の取り立てや公売を行い、市税に充てることになります。

こうした差し押さえや取り立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。

滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより、市税の確保を図るものですので、このようなことにならないよう納期限内の納税にご協力ください。

■3月は市税の特別滞納整理強化月間です。

夜間・休日の納税相談を実施しますので、平日の日中に時間が取れない方は、ぜひご利用ください。

【夜間相談】

期間 3月7日(月)～11日(金)
時間 午後5時15分～8時

【休日相談】

期間 3月12日(土)、13日(日)
時間 午前9時～午後4時

会場 区役所2階税務部納税課

※この期間以外にも夜間相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

納税相談・お問い合わせ先

清田区役所税務部納税課
889-12400(内線267～273)

北野子育てまつり(1/28)



会場の北野児童会館は、元気いっぱいに遊び回る子どもたちの歓声と保護者の笑顔であふっていました。

photobox
◎フォトボックス

平岡少年消防クラブ「防火雪だるま」作成(2/5)



火災予防の願いを込め、平岡少年消防クラブのメンバーが、2つの大きな雪だるまを平岡地区会館の敷地内に作りました。

歩くスキー初心者教室(1/24)



参加者は、降り積もった雪の上で思い思いの滑りを楽しみ、心地よい汗をかいていました。

